

2024年問題に備えて 建設業②

一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・2024年問題対応支援コンサルタント 市之瀬高司

最終となります今回は、建設業の「1、要員配置の見直し・改善、2、業務の見直し・改善、3、改善計画の推進」について説明をいたします。

1、要員配置の見直し・改善

(1)業務配分の見直し・改善
職位・職域・現場・労働者ごとの業務量、時間外労働時間等の調査を行い、偏りがある場合は標準化を図ります。特定の現場等での一時的な繁忙対応のために、業務応援体制を整備します。そのため

には、業務マニュアルの確立、見える化、多能工化（多業務対応社員の育成）、他部署実地研修等が不可欠です。平時においては自らの業務を行い、緊急時には自らは全社一体となり、業務をこなす体制づくりが重要です。

(3)多様な人材の活用

長時間労働となり易い現場管理者、設計等の方も、その業務の全てがその役割の者でなければ、こなせないものではありません。明日の打ち合わせの資料印刷等の、他の労働者が代替できる業務も多く、繁忙な者がこのような業務を限られた時間でこなすより、他の者が行なった方が良い仕事ができることもあります。同じ賃金の労働者の時間外労働を、同じ賃金の労働者の雇用で削減することは、経費的にはかえって高額となります。しかし、パートタイマー等の

ます、業務繁忙期に複数の業務を行える人材がいることにより、労働時間の短縮に繋がります。皆さんの現場での大谷翔平選手を養成して下さい。また、各作業の名人の技を、他の労働者に伝授し業務処理能力を向上させます。名人の技は無料ではありません。現場マスタ（師匠）として、皆で尊敬し、それなりの役職を付け、賃金・手当等で優遇します。

非正規労働者、高齢者、女性、若者等を活用することは、時間外労働と経費の削減に繋がります。

2、業務の見直し・改善



(1)業務計画・業務体制・処理方法の見直し

今まで行ってきた業務計画・業務体制・処理方法を根本から見直し、改善します。

(2)業務の改善とムリ・ムダ・ムラの排除

2021年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は、OECD 39か国の中の第29位で、下の下であり、決して効率の良い仕事をしている訳ではありません。まだ

まだ業務の中には、多くのムリ・ムダ・ムラがあり、業務の改善が必要です。仕事の合理化は、迅速、確実、安全、丁寧、低コストな仕事となり、顧客の満足度を向上させます。決して「さぼること」「手を抜くこと」ではなく、会社、社員、施主の「三方よし」の、素晴らしい仕事に繋がれることを認識してください。

そのためには全社一丸となり、次の各事項に注意した業務改善を進める土壌作りが有効です。

- ①提案制度、提案検討委員会の創設
- ②全社員から継続的に提案を募集
- ③提案には具体的実施方法、効果、費用も記載
- ④実施にあたっては現場の意見を重視する
- ⑤どんな提案も批判しない
- ⑥提案の検討結果を提案者に説明する
- ⑦提案件数、改善効果を、人事考課の対象項目とする
- ⑧効果の大きい提案は、提案者を

公表し表彰する

3、改善計画の推進

本年4月号から9月号にかけて記載した諸事項を参考に、2024年問題への対応計画を作成し、それを実行し、定期的に効果を検証し、見直します。一朝一夕に実現できることはありませんので、長期的な改革推進スケジュールを描くことが重要です。

最後に2024年問題対応の7つのポイントを記載します。

- (1)対応担当者・プロジェクトチームを設ける
 - (2)企業の未来を左右するため、全社一丸となって取り組む
 - (3)現場の実情・意見を充分聞き、業務を阻害しない
 - (4)「そんなことできつこない」との意識を捨てる
 - (5)あらゆる対策を積み重ねる
 - (6)孤高の職人から、専門職社員に意識を変える
 - (7)「自社の働き方を変えられるのは自社の仕事・実情が分かる、自社の人間だ」を意識する
- 皆様各企業が、今回の2024年問題という大波を無事乗り越えられ、さらに繁栄されますことをご祈念申し上げます。

建設業・自動車運転業務・医師等の時間外労働上限規制 2024年問題に備えて 自動車運転業務 ②

インフォシア代表・情報処理安全確保支援士
社会保険労務士・2024年問題対応支援コンサルタント
高橋 真悟

2024年4月から変わる自動車運転者の働き方に大きなポイントとして自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正があります。

改善基準告示は、「タクシー・ハイヤー」「トラック」「バス」の3つに分類されており「タクシー・ハイヤー」では日勤や隔勤、「トラック」「バス」では長距離運転など、それぞれの業界、働き方に沿った形で拘束時間（労働時間＋休憩時間）の上限が設定されることとなります。

個々の詳細については厚生労働省のウェブサイトにあるパンフレットをご確認いただくこととし、今回は3業種ともに概ね同じ休息期間について見ていきたいと思っています。

休息期間とはある勤務日の終了時刻から翌日の勤務開始時刻までの期間のことです。一般的に仕事から解放されて、疲労回復のための睡眠時間や余暇の時間として自由に過ごせる時間ということになります。仮眠の時間などは寝ている状態であっても会社指定の施設等でその時間を過ごすことになり、休息期間とは本質的に異なるので、取扱いにご注意ください。

現行の改善基準告示では、休息期間は継続して8時間以上となつていますが、2024年4月以降は継続11時間を基本とし、9時間を下回ってはならないということになります。（タクシーにおける隔勤、トラックの長距離貨物輸送などの例外があります）

このことから1日は24時間ですので、1日の拘束時間

間の上限は基本的に13時間以内（24―11）となります。休息期間を継続11時間取れない場合については、1日の拘束時間の上限は15時間まで（14時間超はタクシー、バスは週3回まで、トラックは週2回が目安）となります。さらに、1日の拘束時間の上限が短くなるのにあわせて1か月、1年における拘束時間の上限についても短くなります。（次ページ参照）

1日の拘束時間の上限ぎりぎりまで働く勤務が続くような場合は、1か月、1年での上限を超えないよう早めに退勤できる日や休日やを設けるなどの計画的な時間管理をお願いします。

拘束時間の上限や休息期間の確保については、予め計画された運行ダイヤはもちろん実際の時間で遵守で

きているかで判断されることとなります。計画は守られているものであっても、実際の勤務では恒常的に守れていないといった場合は、計画に無理がないのか、守れない原因はどこにあるのかをひとつひとつ分析して対策することが求められます。

2024年4月以降も現状の働き方で問題がないのか、問題があるとすればどこを改善する必要があるのかを早急に洗い出し、安心して2024年4月を迎えるための準備をしましょう。



厚生労働省ホームページ
「改善基準告示」パンフレット

建設業・自動車運転業務・医師 『2024年問題対応総合支援事業』

今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師にも、令和6年4月1日より労働基準法の時間外労働の上限規制等を遵守する義務が生じます。愛知県下各労働基準協会ではこの問題をワンストップで支援する、下記内容の「2024年問題対応総合支援事業」を実施しています。

- 【サポート】
- | | |
|---------------------|----------------|
| 1.業種・業務別無料対応セミナーの開催 | 2.無料訪問コンサルティング |
| 3.対策立案・支援コンサルティング | 4.管理システム導入 |
| 5.管理者等企業内研修 | 6.無料労働相談 |
| | 7.無料情報提供 |

※詳しくは、当協会ホームページもしくは総合受付まで（☎052-961-1666）



タクシー(拘束時間と休息期間)

日勤の1か月の拘束時間	日勤の1日の休息期間
現行 299時間 ▼ 2024年4月1日以降 288時間	現行 継続8時間 ▼ 2024年4月1日以降 継続11時間を 基本とし、継続9時間

トラック(拘束時間と休息期間)

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
現行 3,516時間 ▼ 2024年4月1日以降 原則：3,300時間 最大：3,400時間	現行 原則：293時間 最大：320時間 ▼ 2024年4月1日以降 原則：284時間 最大：310時間	現行 継続8時間 ▼ 2024年4月1日以降 継続11時間を 基本とし、継続9時間

バス(拘束時間と休息期間)

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
現行 原則：3,380時間 最大：3,484時間 ▼ 2024年4月1日以降 原則：3,300時間 最大：3,400時間	現行 原則：281時間 最大：309時間 ▼ 2024年4月1日以降 原則：281時間 最大：294時間	現行 継続8時間 ▼ 2024年4月1日以降 継続11時間を 基本とし、継続9時間

建設業・自動車運転業務・医師 『2024年問題対応総合支援事業』

サポート5.管理者等企業内研修

労働時間の改善には管理者・社員の理解・協力が不可欠です。対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が講師となり、御社内にて経営者・管理者・社員を対象とした研修を行います。

協力会としての開催も可能です。安全大会等にご活用ください。

※詳しくは、当協会ホームページもしくは総合受付まで (☎052-961-1666)



②

大西正高